

# 人事委員会報

第84号

平成24年度

宮城県人事委員会

# 目 次

[平成 24 年度版]

## I 人事委員会

1 委員の構成	1
2 会議の開催状況	1
3 人事委員会規則等の制定改廃状況	9
4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況	12

## II 事務の概要

1 職員採用試験等事務	14
第1表 平成 24 年度職員採用試験（定例試験）の概要	17
第2表 職員採用試験実施状況	19
第3表 職員採用試験（定例試験）受験申込者数等の推移（平成 15 年度以降）	22
第4表 平成 24 年度職員採用選考考査実施状況	24
第5表 平成 24 年度採用・転任選考承認状況	25
第6表 平成 24 年度職員採用状況	27
第7表 平成 24 年度昇任選考実施状況	28
2 職員の給与等に関する報告	29
3 公平審査事務	35
4 公平委員会受託事務	38
5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務	38
6 職員団体等関係事務	39
7 勤務時間等関係事務	42
8 労働基準監督関係事務	43



### [その他]

◎ 事務局の組織及び事務分掌	48
----------------	----

# I 人事委員会

## 1 委員の構成

職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	高橋 俊一	平成22年7月13日	
委員 (委員長代理)	細谷 雄三	平成13年3月1日	平成14年7月15日 委員長代理に指定
委員	佐藤 裕一	平成13年7月11日	

## 2 会議の開催状況

平成24年度の人事委員会会議は第1440回から第1464回まで25回開催され、その内容は次のとおりである。

### (1) 総括

年月 区分	平成24年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成25年	1月	2月	3月	計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
開催回数	2	2	2	1	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	25
議事 事項 数	議案	8	1	5	3	4		2	3	4	2	6	15	53	
	協議						2							2	
	報告	3	1		1	4	4	3	2	1			1	20	
	審理	5	4	4	3	4	3	2	4	4	6	2		41	
	その他	1	2	3	2	3	8	1	1				2	23	
計	17	8	12	9	15	17	8	10	9	8	8	18	139		

## (2) 付議内容別議事事項

		議案	協議	報告	審理	その他	計
総務関係	条例意見						
	規則等の制定改廃	1					1
	その他			2			2
	小計	1		2			3
公平審査 勤務条件 関係	措置の要求	5			17		22
	不服申立て	3			24		27
	休暇の承認	1					1
	条例意見						
	規則等の制定改廃	8					8
	その他	3		7		1	11
	小計	20		7	41	1	69
任用関係	採用	9		1		12	22
	昇任			3			3
	条例意見						
	規則等の制定改廃	1					1
	その他						
	小計	10		4		12	26
給与関係	報告・勧告	1	2	1		2	6
	条例意見	6					6
	規則等の制定改廃	13					13
	その他	2		6		8	16
	小計	22	2	7		10	41
合計		53	2	20	41	23	139

(3) 開催回数別議事内容

回数	開催年月日	議 事
1440	24. 4. 17 (火)	<p>(議 案)</p> <p>1 第 63 回宮城県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について</p> <p>2 第 63 回宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度）及び第 70 回宮城県職員採用試験（高等学校卒業程度）の実施について</p> <p>3 第 82 回警察官 A 採用試験及び第 83 回警察官 B 採用試験の実施について</p> <p>4 人事委員会規則 11-2（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部改正について</p> <p>5 職員団体の登録の取消しについて</p> <p>6 人事委員会規則 8-5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部改正について</p> <p>7 人事委員会規則 7-17（宿日直手当）の一部改正について</p> <p>8 特別移転公署について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 20 年（不）第 3 号事案について（第 46 回審理）</p> <p>② 平成 23 年（措）第 7 号事案について（第 3 回審理）</p> <p>(報 告)</p> <p>① 平成 23 年度職員採用試験の実施結果について</p> <p>② 公平委員会の事務の受託の廃止について</p> <p>③ 平成 24 年職種別民間給与実態調査について</p> <p>(その他)</p> <p>① 処分取消請求訴訟について</p>
1441	24. 4. 25 (水)	<p>(審 理)</p> <p>① 平成 20 年（不）第 3 号事案について（第 47 回審理）</p> <p>② 平成 21 年（不）第 3 号事案について（第 37 回審理）</p> <p>③ 平成 22 年（不）第 2 号事案について（第 12 回審理）</p>
1442	24. 5. 15 (火)	<p>(議 案)</p> <p>9 不利益処分に関する不服申立てについて</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 20 年（不）第 3 号事案について（第 48 回審理）</p> <p>② 平成 21 年（不）第 3 号事案について（第 38 回審理）</p> <p>③ 平成 23 年（措）第 7 号事案について（第 4 回審理）</p> <p>(その他)</p> <p>① 選考考査（前期日程）の概要について</p> <p>② 宮城県公務・公務関連労働組合共闘会議からの要請について</p>
1443	24. 5. 22 (火)	<p>(審 理)</p> <p>① 平成 20 年（不）第 3 号事案について（第 49 回審理）</p> <p>(報 告)</p> <p>① 平成 23 年度における苦情相談の状況について</p>

回数	開催年月日	議 事
1444	24. 6. 5 (火)	<p>(議 案)</p> <p>10 勤務条件に関する措置の要求について</p> <p>11 勤務条件に関する措置の要求について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 50 回審理)</p> <p>② 平成 21 年 (不) 第 3 号事案について (第 39 回審理)</p> <p>③ 平成 23 年 (措) 第 7 号事案について (第 5 回審理)</p> <p>(その他)</p> <p>① 宮城県三者共闘会議からの要請について</p>
1445	24. 6. 19 (火)	<p>(議 案)</p> <p>12 不利益処分に関する不服申立てについて</p> <p>13 勤務条件に関する措置の要求について</p> <p>14 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 51 回審理)</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成 24 年度宮城県職員採用試験 (大学卒業程度) の申込状況について</p> <p>② 宮城県春闘共闘会議からの要請について</p>
1446	24. 7. 11 (水)	<p>(議 案)</p> <p>15 人事委員会規則 7 - 2 (特殊勤務手当) の一部改正等について</p> <p>16 特別休暇の承認について</p> <p>17 ねんりんピック宮城・仙台 2012 宮城県実施本部設置規程の制定について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 52 回審理)</p> <p>② 平成 24 年 (措) 第 1 号事案について (第 1 回審理)</p> <p>③ 平成 24 年 (措) 第 2 号事案について (第 1 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 第 83 号 (平成 23 年度) 人事委員会報について</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成 24 年度宮城県職員採用試験 (大学卒業程度) の第 1 次合格者について</p> <p>② 平成 24 年度警察官 A 採用試験の実施状況について</p>
1447	24. 8. 16 (木)	<p>(議 案)</p> <p>18 宮城県職員 (大学卒業程度) 採用候補者名簿の確定について</p> <p>19 人事委員会規則 8 - 5 (職員の勤務時間, 休暇等に関する規則) の一部改正について</p> <p>20 人事委員会規則 8 - 6 (学校職員の勤務時間, 休暇等に関する規則) の一部改正について</p>

回数	開催年月日	議 事
		<p>(審 理)</p> <p>① 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 53 回審理)</p> <p>② 平成 24 年 (措) 第 1 号事案について (第 2 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 宮城県警察官昇任資格考査 (一般試験考査) の実施結果について</p> <p>② 宮城県警察官昇任資格考査 (専門試験考査) の実施結果について</p> <p>③ 平成 24 年人事院勧告の概要について</p> <p>(その他)</p> <p>① 選考考査 (後期日程) の概要について</p> <p>② 被災市町支援のための任期付職員採用選考考査の概要について</p> <p>③ 宮城県官公労働組合連絡協議会等からの要請について</p>
1448	24. 8. 23 (木)	<p>(議 案)</p> <p>21 宮城県警察官 (警察官 A) 採用候補者名簿の確定について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 54 回審理)</p> <p>② 平成 24 年 (措) 第 2 号事案について (第 2 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 平成 24 年職員給与実態調査について</p>
1449	24. 9. 4 (火)	<p>(審 理)</p> <p>① 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 55 回・第 56 回審理)</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成 24 年度宮城県職員採用試験 (短期大学卒業程度・高等学校卒業程度) の申込状況について</p> <p>② 平成 24 年度警察官 B 採用試験の申込状況について</p>
1450	24. 9. 18 (火)	<p>(報 告)</p> <p>① 平成 24 年職種別民間給与実態調査結果について</p> <p>② 平成 24 年公民給与較差について</p> <p>③ 平成 24 年標準生計費・労働経済指標について</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成 24 年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告 (案) の概要について</p> <p>② 宮城県三者共闘会議からの要請について</p>
1451	24. 9. 25 (火)	<p>(審 理)</p> <p>① 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 57 回審理)</p> <p>(協 議)</p> <p>① 平成 24 年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告 (案) について</p>

回数	開催年月日	議 事
		(その他) ① 平成 24 年度宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）の実施状況について ② 宮城県公務・公務関連労働組合共闘会議からの要請について
1452	24. 9. 27 (木)	(協 議) ① 平成 24 年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告（案）について（報 告） ① 処分取消請求事件に係る判決について (その他) ① 平成 24 年度警察官 B 採用試験の第 1 次合格者について ② 宮城県春闘共闘会議からの要請について
1453	24. 10. 3 (水)	(議 案) 22 平成 24 年職員の給与等に関する報告について
1454	24. 10. 23 (火)	(議 案) 23 平成 24 年度昇給区分を A 又は B に決定する職員の昇給号俸数について（審 理） ① 平成 24 年（措）第 1 号事案（第 3 回審理） ② 平成 24 年（措）第 2 号事案（第 3 回審理） (報 告) ① 人事行政の運営等の状況の公表について ② 平成 24 年度上半期における苦情相談の状況について ③ 平成 24 年度上半期における解雇予告除外認定の状況について (その他) ① 平成 24 年度宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）の第 1 次合格者について
1455	24. 11. 14 (水)	(議 案) 24 宮城県職員（短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度）採用候補者名簿の確定について 25 宮城県警察官（警察官 B）採用候補者名簿の確定について（審 理） ① 平成 20 年（不）第 3 号事案について（第 58 回審理） ② 平成 24 年（措）第 1 号事案について（第 4 回審理） ③ 平成 24 年（措）第 2 号事案について（第 4 回審理） (報 告) ① 平成 24 年給与の支払監理について (その他) ① 平成 24 年全国人事委員会給与勧告の状況について



回数	開催年月日	議 事
1456	24. 11. 27 (火)	(議 案) 26 職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見について (審 理) ① 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 59 回審理) (報 告) ① 宮城県警察官昇任資格考査 (選考考査) の実施結果について
1457	24. 12. 18 (火)	(議 案) 27 職員団体の登録について 28 宮城県任期付職員採用試験の実施について (審 理) ① 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 60 回審理) (報 告) ① 処分取消請求事件の控訴審について
1458	24. 12. 25 (火)	(議 案) 29 人事委員会規則 7-61 (住居手当) の一部改正について 30 人事委員会規則 7-106 (単身赴任手当) の一部改正等について (審 理) ① 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 61 回審理) ② 平成 24 年 (措) 第 1 号事案について (第 5 回審理) ③ 平成 24 年 (措) 第 2 号事案について (第 5 回審理)
1459	25. 1. 15 (火)	(審 理) ① 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 62 回審理) ② 平成 24 年 (措) 第 1 号事案について (第 6 回審理) ③ 平成 24 年 (措) 第 2 号事案について (第 6 回審理)
1460	25. 1. 31 (木)	(議 案) 31 平成 25 年度職員採用試験及び警察官採用試験の実施について 32 職員団体の解散について (審 理) ① 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 63 回審理) ② 平成 24 年 (措) 第 1 号事案について (第 7 回審理) ③ 平成 24 年 (措) 第 2 号事案について (第 7 回審理)
1461	25. 2. 12 (火)	(議 案) 33 勤務条件に関する措置の要求について 34 勤務条件に関する措置の要求について (審 理) ① 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 64 回審理)

回数	開催年月日	議 事
1462	25. 2. 22 (金)	<p>(議 案)</p> <p>35 知事等及び職員の給与の特例に関する条例案に対する意見について</p> <p>36 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>37 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>38 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 65 回審理)</p>
1463	25. 3. 11 (月)	<p>(議 案)</p> <p>39 不利益処分に関する不服申立てについて</p> <p>40 人事委員会規則 7-33 (初任給, 昇格, 昇給等の基準) の一部改正について (その他)</p> <p>① 平成 24 年度宮城県任期付職員採用試験の第 1 次合格者について</p>
1464	25. 3. 28 (木)	<p>(議 案)</p> <p>41 人事委員会規則 8-5 (職員の勤務時間, 休暇等に関する規則) の一部改正について</p> <p>42 人事委員会規則 8-6 (学校職員の勤務時間, 休暇等に関する規則) の一部改正について</p> <p>43 人事委員会規則 11-1 (管理職員等の範囲を定める規則) の一部改正について</p> <p>44 人事委員会規則 11-2 (公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則) の一部改正について</p> <p>45 人事委員会規則 12-1 (公益的法人等への職員の派遣等に関する規則) の一部改正について</p> <p>46 人事委員会規則 7-1 (寒冷地手当) の一部改正について</p> <p>47 人事委員会規則 7-2 (特殊勤務手当) の一部改正について</p> <p>48 人事委員会規則 7-18 (管理職手当) の一部改正について</p> <p>49 人事委員会規則 7-31 (給料表の適用範囲) の一部改正について</p> <p>50 人事委員会規則 7-38 (通勤手当) の一部改正について</p> <p>51 人事委員会規則 7-39 (へき地手当等) の一部改正等について</p> <p>52 人事委員会規則 7-134 (給料の切替えに伴う経過措置) の一部改正について</p> <p>53 「特定警察官等に係る号俸の決定等について」の一部改正について</p> <p>(報 告)</p> <p>① 処分取消請求控訴事件に係る判決について</p> <p>(その他)</p> <p>① 宮城県官公労働組合連絡協議会等からの要請について</p>

### 3 人事委員会規則等の制定改廃状況

人事委員会は独立した行政機関として、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し人事委員会規則を制定する権限を有することが地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条第 5 項に規定され、人事行政の重要性、専門性、特殊性に鑑み、これを適正に実施していくことが要請されている。

平成 24 年度における人事委員会規則等の制定改廃の概要は、次表のとおりである。

（総務関係）

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
ねんりんピック宮城・仙台 2012 宮城県実施本部設置規程	24. 7. 11	24. 7. 17	第 25 回全国健康福祉祭宮城・仙台大会に関する事務を円滑に処理するための、各任命権者連名による規程の制定	24. 7. 17

（公平審査・勤務条件関係）

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (8-5)	24. 4. 17	24. 4. 24	宿日直勤務の対象の削除に係る一部改正	24. 4. 26
	24. 8. 16	24. 8. 21	特別休暇に、末梢血幹細胞移植のためのドナーとなる場合を加えることに伴う一部改正	24. 8. 21
	25. 3. 28	25. 3. 29	障害者自立支援法の題名変更に伴う一部改正	25. 4. 1
学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (8-6)	24. 8. 16	24. 8. 21	特別休暇に、末梢血幹細胞移植のためのドナーとなる場合を加えることに伴う一部改正	24. 8. 21
	25. 3. 28	25. 3. 29	障害者自立支援法の題名変更に伴う一部改正	25. 4. 1
管理職員等の範囲を定める規則(11-1)	25. 3. 28	25. 3. 29	教育委員会の組織改編等に伴う別表第一及び別表第二の一部改正	25. 4. 1
公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則 (11-2)	24. 4. 17	24. 4. 20	公平委員会事務の委託廃止があったことに伴う別表第二の一部改正	24. 4. 20
	25. 3. 28	25. 3. 29	受託団体の組織改編等に伴う別表第一の一部改正	25. 4. 1

## (任用関係)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
公益的法人等 への職員の派 遣等に関する 規則 (12-1)	25. 3. 28	25. 3. 29	別表第1 (第2条関係) 職員を派遣することができる団体のうち、2団体の名称を変更	25. 4. 1

## (給与関係)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
寒冷地手当 (7-1)	25. 3. 28	25. 3. 29	別表 学校の統廃合に伴う改正	25. 4. 1
特殊勤務手当 (7-2)	24. 7. 11	24. 7. 13	第9条〔防疫等作業手当〕 作業の危険性を理由に手当の加算対象となる業務として「牛のと殺作業」を追加 第39条〔銃器犯罪捜査従事手当〕 暴力団以外の反社会的勢力から保護対象者を警護する業務を手当支給の対象に追加 第40条〔身辺警護等作業手当〕 手当額が増額となる護衛対象の皇族を、文仁親王又は悠仁親王とする規定を追加	24. 7. 13
	25. 3. 28	25. 3. 29	第13条〔立入検査等業務手当〕 組織改編に伴い支給対象職員を改正 廃棄物対策課→循環型社会推進課	25. 4. 1
宿日直手当 (7-17)	24. 4. 17	24. 4. 24	第3条〔特殊な業務〕 警察機動センターの開設に伴い、自動車整備工場が同センターに移転したため、自動車整備工場単体での宿日直業務を廃止	24. 4. 26
管理職手当 (7-18)	25. 3. 28	25. 3. 29	別表第1 組織改編に伴う改正 機関の廃止…教育研修センター 特別支援教育センター 機関の新設…総合教育センター 職の廃止…学校運営管理監 職の新設…人事委員会事務局副参事 監査委員事務局理事	25. 4. 1

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
給料表の適用 範囲 (7-31)	25. 3. 28	25. 3. 29	第4条〔研究職給料表〕 教育研修センターを削除	25. 4. 1
初任給・昇格・ 昇給等の基準 (7-33)	25. 3. 11	25. 3. 19	別表第7〔昇格時号俸対応表〕 高位号俸から昇格した場合の対応号俸を抑制する方 向で改正	25. 4. 1
通勤手当 (7-38)	25. 3. 28	25. 3. 29	第15条の3〔支給単位期間〕 支給単位期間を迎える前に、長期にわたり通勤しな いことが明らかな事由を追加	25. 4. 1
へき地手当等 (7-39)	25. 3. 28	25. 3. 29	附則別表及び別表 学校の統廃合に伴う改正	25. 4. 1
住居手当 (7-61)	24. 12. 25	24. 12. 28	第4条〔権衡職員の範囲〕 外国派遣からの復帰又は研究休職からの復職を追加	25. 1. 1
単身赴任手当 (7-106)	24. 12. 25	24. 12. 28	第5条〔権衡職員の範囲等〕 外国派遣からの復帰又は研究休職からの復職を追加	25. 1. 1
給料の切替え に伴う経過措 置 (7-134)	25. 3. 28	25. 3. 29	給与構造改革に伴う経過措置額の段階的廃止に当 たり、給料表異動等があった職員についても条例と同 様に段階的廃止の対象とするための改正	25. 4. 1

#### 4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況

地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会を置く地方公共団体においては、職員に関する条例を制定・改廃しようとするときは、議会は、人事委員会の意見を聞かなければならないこととされている。

これに基づき、平成24年度中に県議会から意見を求められ、本委員会が行った意見の申出は、次のとおりである。

意見提出年月日	条例議案名	意見の申出内容	条例の制定等
24. 6. 19	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、人事院規則の改正に合わせて防疫等作業手当の対象を追加する等所要の改正を行うもの及び警視庁の保護対策実施要綱の制定に合わせて銃器犯罪調査従事手当の支給対象業務が拡大されたことに伴い所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	24. 7. 13 公布 24. 7. 13 施行
24. 11. 27	職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	この条例案は、一般職の職員等、特別職の職員及び教育委員会教育長の旅行に係る車賃、日当、宿泊料等について、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	24. 12. 20 公布 25. 4. 1 施行
25. 2. 22	知事等及び職員の給与の特例に関する条例	この条例案中第2条及び第3条は、平成23年度及び平成24年度に引き続き、教育委員会教育長の給料及び一般職の職員の管理職手当の一部を削減して支給しようとするものであります。  今回の措置は、本県の厳しい財政事情を考慮した上で、その対象を限定して実施しようとするものであり、やむを得ないと考えますが、本委員会としては、職員の給与が早期に本来の状態に復するよう望むものであります。	25. 3. 26 公布 25. 4. 1 施行
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	この条例案は、平成19年4月1日から実施された給与構造改革に伴う経過措置額を段階的に廃止しようとするものです。  本委員会としては、平成23年の「職員	

意見提出 年 月 日	条 例 議 案 名	意 見 の 申 出 内 容	条例の制定等
		<p>の給与等に関する報告及び給与に関する勧告」における経過措置額に関する勧告のうち、平成24年4月1日における半額の減額が実施されなかったことから、平成24年の「職員の給与等に関する報告」において、平成25年3月末での確実な廃止を求めたものであります。</p> <p>今回提案された条例案は、本委員会の勧告等に基本的に沿うものであり、経過措置額の廃止時期が本委員会の要請よりも遅れることとなりますが、やむを得ないものと考えます。</p> <p>なお、本委員会としては、引き続き公民較差の推移を注視するとともに、高齢層職員の昇給制度の在り方について検討していくことといたします。</p>	
	<p>特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>この条例案中第2条は、教育委員会教育長に対して他県の例にならい通勤手当を支給しようとするもの及び職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例に合わせて教育委員会教育長の退職手当の額を改定しようとするものであり、適当と認めます。</p>	<p>25. 3.26 公布 25. 4. 1 施行</p>
	<p>職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例</p>	<p>この条例案は、職員の退職手当算出方法を国に準じて改正しようとするものであり、適当と認めます。</p>	<p>25. 3.26 公布 25. 4. 1 施行</p>

## Ⅱ 事務の概要

### 1 職員採用試験等事務

#### (1) 採用

本委員会は、地方公務員法に規定する成績主義の原則に基づき、「職員の任用に関する規則」（人事委員会規則4-0。以下「規則」という。）を定め、職員の採用に当たっては、原則として競争試験により、また、医師等、競争試験により難いと認められる一部の職種については選考により、受験成績その他の能力の実証に基づき、厳正に、優秀な人材の確保に努めている。

平成24年度に実施した県職員採用の競争試験及び選考の状況は、次のとおりである。

#### イ 競争試験

平成24年度は、第1表に記載した大学卒業程度、短期大学卒業程度、高等学校卒業程度、警察官A及びBの5区分の定例試験を実施した。その実施状況は、第2表のとおりである。

平成元年以降の本県の職員採用試験応募者総数は、バブル経済崩壊直後の平成5年度をピークに平成19年度まで減少傾向にあったが、平成20年度の大学卒業程度試験受験上限年齢引き上げやリーマンショック後の民間企業における採用抑制の影響等を受け、以後平成22年度までは増加に転じていた。平成23年度は東日本大震災の影響もあってか再び減少したものの、平成24年度は再び増加に転じ、前年度に比べ464人の増となった。一方、警察官採用試験応募者総数については、平成21年度の受験上限年齢引き上げを受けて応募者総数の増加傾向が見られていたが、平成23年度から減少傾向が続き、前年度に比べ181人の減となった。

また、東日本大震災に伴う業務量の増大に対応するため、平成24年度は任期付職員（一般事務）採用試験も実施したところ720人の応募があった。

なお、定例試験においては、電子申請による申込みサービスを実施（大学、短期大学、高等学校卒業程度試験は平成17年度から、警察官A及び警察官B採用試験は平成18年度から実施。）しているが、サービス開始以降、年々電子申請の利用者の割合は増加しており、平成24年度においては、職員採用試験の応募者の60.9%、警察官採用試験の応募者の40.3%が電子申請による応募となっている。

#### ○ 大学卒業程度試験

定例試験で実施した職種は、事務系が行政及び少年警察補導員の2職種、技術系が総合土木ほか11職種、計14職種であり、申込者数1,771人、受験者数1,285人となり、前年度に比べて申込者数では15.9%上回り、受験者数は21.8%上回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、受験者の95.7%、最終合格者の97.7%が大学卒業以上の学歴を有する者で占められている。

#### ○ 短期大学卒業程度試験

実施した職種は、事務系が学校事務及び警察事務の2職種、技術系が建築ほか3職種、計6職種で、申込者数が580人、受験者数が409人となり、前年度に比べて申込者数では11.8%上回ったが、受験者数では1.4%下回った。



受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、大学卒業以上の学歴を有する者の割合は、それぞれ 86.3%、86.5%であった。

○ 高等学校卒業程度試験

実施した職種は、事務系が事務 1 職種、技術系が総合土木ほか 2 職種、計 4 職種であり、申込者数は 629 人、受験者数は 548 人となり、前年度に比べて申込者数では 34.1%、受験者数では 32.7%と大幅に上回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、短期大学卒業者の割合はそれぞれ 3.3%、3.5%であった。

○ 警察官試験

実施した職種は、警察官 A (男性/一般) [大学卒業者の男子]、警察官 A (男性/武道指導) [大学卒業者の男子で柔道又は剣道の段位取得者]、警察官 A (女性) [大学卒業者の女子]、警察官 B (男性) [警察官 A 以外の男子] 及び、警察官 B (女性) [警察官 A 以外の女子] の 5 職種であり、申込者数は 1,916 人、受験者数は 1,577 人となり、前年度に比べてそれぞれ 8.6%、8.1%下回った。

○ 任期付職員採用試験

平成 24 年度に初めて実施したもので、職種は一般事務のみである。申込者数は 720 人、受験者数は 619 人であり、最終合格者数は 111 人となった。

ロ 選 考

職員の採用に当たっては、競争試験によるべきことが原則であるが、能力の実証を得ることができる医師等の規則別表第 2 に定める職については、選考によることが認められている。

選考に当たっても、医師等の特殊な職を除いては、任命権者の依頼に基づき、競争試験に準じた試験（選考考査）を実施し、優秀な人材の確保に努めている。平成 24 年度の選考考査の実施状況は第 4 表のとおりで、特に東日本大震災からの復旧・復興に対応するために任期付職員採用選考考査を重点的に実施した結果、獣医師ほか 25 職種、受考者 433 人に対し 190 人の適格者を決定しており、前年度に比べて受考者数では 76.0%、適格者数では 239.3%上回った。

また、規則第 30 条による採用（転任を含む。）選考承認状況は、第 5 表のとおりである。

ハ 職員採用の状況

平成 24 年度の職員の採用者数は第 6 表のとおり 602 人であり、このうち 406 人（67.4%）が競争試験による採用であり、196 人（32.6%）が選考による採用である。

(2) 昇 任

職員の昇任については、不特定多数の競争というより、特定の者の特定の職についての能力の実証という要素が強いこと等の理由から、すべて選考によることとなっている（規則第 28 条第 2 項）。

任命権者の請求に基づく本委員会における平成 24 年度昇任選考実施状況は第 7 表のとおりであり、被選考者総数 220 人のうち、一般職員等が 190 人（86.4%）、警察官が 30 人（13.6%）とな

っている。

なお、課長補佐（警部）以下の職に係る昇任等については、選考の権限を、原則として、各任命権者に委任している（規則第 41 条第 1 項）。

第1表 平成24年度職員採用試験(定例試験)の概要

項目 試験の種類	試験の職種及び採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験				合格発表	
				試験の実施時期	試験の種目	内 容 等	試験地		
大学卒業程度	行政 90人程度 少年警察補導員 1人程度 総合土木 55人程度 建築 10人程度 農業 10人程度 水産 3人程度 林業 10人程度 畜産 2人程度 園芸 10人程度 農芸化学 5人程度 心理 2人程度 保健師 2人程度 管理栄養士 1人程度 薬剤師 10人程度	「保健師及び薬剤師以外の職種」 昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者〔22歳～35歳〕 「保健師」 昭和52年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者〔21歳～35歳〕 「薬剤師」 昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者〔24歳～35歳〕	5月11日(金)～ 6月1日(金)	第一次	6月24日(日)	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市	7月5日(木)
						専門試験	択一式 40題 時間 120分(「保健師」,「管理栄養士」及び「薬剤師」を除く。)		
				第二次	7月20日(金) その1	論文試験	時間 120分(「行政」,「少年警察補導員」,「保健師」,「管理栄養士」及び「薬剤師」に限る。)	仙台市	8月17日(金)
						専門試験	短答式 時間 120分(「行政」,「少年警察補導員」,「保健師」,「管理栄養士」及び「薬剤師」を除く。)		
						適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
7月23日(月)～ 8月1日(水) その2	人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験(個別面接及び集団討論)	仙台市						
身体検査	健康診断書に基づく職務を行うのに必要な健康度についての審査								
資格調査		受験資格の有無, 受験申込書に記入された内容の真否等についての調査							
短期大学卒業程度	学校事務 30人程度 警察事務 10人程度 建築 3人程度 機械 3人程度 電気 5人程度 学校栄養士 1人程度	「学校栄養士以外の職種」 昭和63年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者〔20歳～24歳〕 「学校栄養士」 昭和63年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者〔20歳～24歳〕	8月10日(金)～ 8月31日(金)	第一次	9月23日(日)	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市	10月4日(木)
						専門試験	択一式 40題 時間 120分(「学校栄養士」を除く。)		
				第二次	10月22日(月) その1	論文試験	時間 80分	仙台市	11月16日(金)
						適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
						10月30日(火)～ 11月2日(金) その2	人物試験		
身体検査	健康診断書に基づく職務を行うのに必要な健康度についての審査								
資格調査		受験資格の有無, 受験申込書に記入された内容の真否等についての調査							
高等学校卒業程度	事務(一般事務 40人程度) (学校事務 25人程度) (警察事務 10人程度) 総合土木 15人程度 水産 1人程度 林業 1人程度	平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者〔18歳～21歳〕	8月10日(金)～ 8月31日(金)	第一次	9月23日(日)	教養試験	択一式 50題 時間 120分	仙台市	10月4日(木)
						専門試験	択一式 40題 時間 100分(「総合土木」及び「林業」に限る。) 短答式 10題 時間 100分(「水産」に限る。)		
				第二次	10月22日(月) その1	作文試験	時間 60分	仙台市	11月16日(金)
						適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
						10月24日(水)～ 10月29日(月) その2	人物試験		
身体検査	健康診断書に基づく職務を行うのに必要な健康度についての審査								
資格調査		受験資格の有無, 受験申込書に記入された内容の真否等についての調査							

項目 試験の種類	試験の職種及び採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験				合格発表		
				試験の実施時期	試験の種目	内 容 等	試験地			
警 察 官 A	警察官A（男性/一般） 125人程度 警察官A（男性/武道指導） 5人程度 警察官A（女性） 20人程度	昭和54年4月2日以降に生まれた者 で、学校教育法による大学（短期大学 を除く。）の卒業者又は平成25年3月 31日までに卒業する見込みの者及びこ れらと同等以上の経歴を有すると認め られる者 [～33歳]	5月18日（金）～ 6月15日（金）	第一次	7月8日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市	7月18日 （水）	
						実技試験	武道（柔道又は剣道）についての実技試験（警察官A（男性/武道指導）に限る。）			
						論文試験	時間 80分 （第2次試験として評価）			
				第二次	8月2日（木）	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査	仙台市	8月24日 （金）
							身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査		
第三次	8月3日（金） ～ 8月9日（木）	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験（個別面接）	仙台市	8月24日 （金）				
			体力検査	警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査						
※ 埼玉、千葉、神奈川、静岡各県及び警視庁（東京都）の警察官A（男性/一般）の採用試験が共同で実施され、5都県合わせて25人の採用が別に予定されている。						資格調査	受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			
警 察 官 B	警察官B（男性） 65人程度 警察官B（女性） 10人程度 （「警察官A」以外の者）	昭和54年4月2日から平成7年4月1 日までに生まれた者。ただし、学校教 育法による大学（短期大学を除く。） の卒業者又は平成25年3月31日までに 卒業する見込みの者及びこれらと同等 以上の経歴を有すると認められる者を 除く。 [18歳～33歳]	7月27日（金）～ 8月24日（金）	第一次	9月16日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 120分	仙台市	9月27日 （木）	
						作文試験	時間 60分 （第2次試験として評価）			
				第二次	10月9日（火）	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査	仙台市	11月16日 （金）
							身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査		
					10月10日（水） ～ 10月15日（月）	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験（個別面接）		
			体力検査	警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査						
※ 埼玉、千葉、神奈川、静岡各県及び警視庁（東京都）の警察官B（男性）の採用試験が共同で実施され、5都県合わせて20人の採用が別に予定されている。						資格調査	受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			

- (注) 1 受験資格の欄の年齢は、平成25年4月1日現在の満年齢である。  
 2 大学卒業程度試験の「保健師」にあつては、保健師の資格取得者又は平成25年4月30日までに取得見込みの者に限る。  
 3 " 「管理栄養士」にあつては、管理栄養士の資格取得者又は平成25年6月30日までに取得見込みの者に限る。  
 4 " 「薬剤師」にあつては、薬剤師の資格取得者又は平成25年4月30日までに取得見込みの者に限る。  
 5 短期大学卒業程度試験の「学校栄養士」にあつては、栄養士の資格取得者又は平成25年3月31日までに取得見込みの者に限る。  
 6 「警察官A（男性/武道指導）」にあつては、柔道3段（大学卒業見込みの者に限り2段を含む。）以上あるいは剣道4段（大学卒業見込みの者に限り3段を含む。）以上に限る。

第2表 職員採用試験実施状況

(1) 定例試験

試験区分		年度	第一次試験				第二次試験		選抜結果		
			申込者数 A	受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C	競争率 B/C	採用	辞退等
事	行政	23	1,099 人	754 人	68.6 %	188 人	167 人	75 人	10.1 倍	63 人	12 人
		24	1,169	847	72.5	213	196	105	8.1	85	20
務	少年警察 補導員	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		24	19	15	78.9	3	3	1	15.0	1	0
系	小計	23	1,099	754	68.6	188	167	75	10.1	63	12
		24	1,188	862	72.6	216	199	106	8.1	86	20
大	総合土木	23	125	84	67.2	39	37	20	4.2	16	4
		24	222	160	72.1	93	86	46	3.5	42	4
学	建築	23	50	25	50.0	11	7	3	8.3	3	0
		24	34	21	61.8	14	14	9	2.3	9	0
技	農業	23	39	28	71.8	15	13	6	4.7	5	1
		24	56	37	66.1	25	23	11	3.4	10	1
卒	水産	23	17	17	100.0	4	4	1	17.0	1	0
		24	23	18	78.3	9	9	3	6.0	2	1
業	林業	23	23	16	69.6	8	8	4	4.0	4	0
		24	33	24	72.7	10	10	8	3.0	8	0
術	畜産	23	11	5	45.5	2	1	1	5.0	1	0
		24	14	10	71.4	3	3	3	3.3	2	1
程	園芸	23	13	10	76.9	9	7	4	2.5	4	0
		24	37	28	75.7	16	15	9	3.1	7	2
度	農芸化学	23	53	38	71.7	12	10	3	12.7	3	0
		24	51	34	66.7	12	11	4	8.5	4	0
系	心理	23	54	43	79.6	21	17	3	14.3	3	0
		24	26	21	80.8	6	6	2	10.5	2	0
管	保健師	23	24	19	79.2	12	12	6	3.2	6	0
		24	16	11	68.8	7	7	5	2.2	3	2
栄	養士	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		24	56	49	87.5	4	4	1	49.0	1	0
薬	剤師	23	20	16	80.0	13	12	5	3.2	4	1
		24	15	10	66.7	10	9	7	1.4	7	0
小	計	23	429	301	70.2	146	128	56	5.4	50	6
		24	583	423	72.6	209	197	108	3.9	97	11
合	計	23	1,528	1,055	69.0	334	295	131	8.1	113	18
		24	1,771	1,285	72.6	425	396	214	6.0	183	31

試験区分	年度	第一次試験				第二次試験			選抜結果		
		申込者数	受験者数	受験率	合格者数	受験者数	合格者数	競争率	採用	辞退等	
		A	B	B/A		C	B/C				
短期大学卒業程度	事務系	学校事務	23 301 人	240 人	79.7 %	94 人	81 人	35 人	6.9 倍	28 人	7 人
			24 377	263	69.8	84	72	29	9.1	24	5
	事務系	警察事務	23 161	127	78.9	35	31	10	12.7	9	1
			24 151	103	68.2	34	28	9	11.4	8	1
	小計		23 462	367	79.4	129	112	45	8.2	37	8
			24 528	366	69.3	118	100	38	9.6	32	6
	建築		23 4	2	50.0	2	2	2	1.0	2	0
			24 10	9	90.0	7	6	4	2.3	4	0
	機械		23 7	7	100.0	2	2	0	-	-	-
			24 12	11	91.7	7	6	4	2.8	4	0
	電気		23 10	7	70.0	6	5	1	7.0	1	0
			24 15	13	86.7	11	10	5	2.6	5	0
	学業系	栄養校士	23 36	32	88.9	4	4	1	32.0	1	0
			24 15	10	66.7	3	3	1	10.0	1	0
	小計		23 57	48	84.2	14	13	4	12.0	4	0
			24 52	43	82.7	28	25	14	3.1	14	0
	合計		23 519	415	80.0	143	125	49	8.5	41	8
			24 580	409	70.5	146	125	52	7.9	46	6
	事務系		23 447	392	87.7	211	201	86	4.6	69	17
			24 590	511	86.6	223	215	98	5.2	82	16
	内	一般事務	23 257	221	86.0	124	120	42(0)	-	32	10
			24 381	324	85.0	164	156	64(1)	-	53	11
	学校事務		23 116	105	90.5	55	51	33(10)	-	28	5
			24 148	133	89.9	45	45	29(5)	-	25	4
	警察事務		23 74	66	89.2	32	30	11(0)	-	9	2
			24 61	54	88.5	14	14	5(0)	-	4	1
	小計		23 447	392	87.7	211	201	86	4.6	69	17
			24 590	511	86.6	223	215	98	5.2	82	16
	総合土木		23 11	10	90.9	9	9	4	2.5	4	0
			24 37	35	94.6	19	18	15	2.3	14	1
	水産		23 2	2	100.0	0	-	-	-	-	-
			24 0	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業		23 9	9	100.0	4	4	1	9.0	0	1
			24 2	2	100.0	2	2	0	-	-	-
	小計		23 22	21	95.5	13	13	5	4.2	4	1
			24 39	37	94.9	21	20	15	2.5	14	1
	合計		23 469	413	88.1	224	214	91	4.5	73	18
			24 629	548	87.1	244	235	113	4.8	96	17

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果		
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等	
警察官	警察官 A (男性/一般)	23	1,192 人	973 人	81.6 %	393 人	354 人	118 人	8.2 倍	89 人	29 人
		24	1,061	851	80.2	445	389	161	5.3	127	33
	警察官 A (男性/武道指導)	23	10	10	100.0	3	3	1	10.0	1	0
		24	5	4	80.0	2	2	1	4.0	1	0
	警察官 B (男性)	23	563	480	85.3	202	190	52	9.2	43	9
		24	509	456	89.6	230	215	66	6.9	59	7
	警察官 A (女性)	23	214	159	74.3	61	55	20	8.0	12	8
		24	253	188	74.3	78	72	29	6.5	20	9
	警察官 B (女性)	23	118	94	79.7	31	28	8	11.8	5	3
		24	88	78	88.6	30	26	10	7.8	8	2
	合計	23	2,097	1,716	81.8	690	630	199	8.6	150	49
		24	1,916	1,577	82.3	785	704	267	5.9	215	51
総計	23	4,613	3,599	78.0	1,391	1,264	470	7.7	377	93	
	24	4,896	3,819	78.0	1,600	1,460	646	5.9	540	105	

- 注) 1 高等学校卒業程度の第二次試験「合格者数」欄の( )内の数字は、第2志望、第3志望での合格者の内書である。
- 2 平成24年度に係る選択結果は、平成25年4月1日現在のものである。(大学卒業程度「保健師」,「管理栄養士」及び「薬剤師」については、採用予定を含む。)

## (2) 任期付職員採用試験

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果	
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等
任期付職員 (一般事務)	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	24	720	619	86.0	256	217	111	5.6	93	18

第3表 職員採用試験（定例試験）受験申込者数等の推移（平成15年度以降）

年 度		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
事 項											
大学卒業程度	(人)	(1,061)	(1,139)	1,192	(970)	(889)	(1,024)	(1,075)	(1,201)	(1,099)	(1,188)
	申込者数	1,567	1,625	1,766	1,405	1,258	1,395	1,446	1,691	1,528	1,771
	(人)	(802)	(850)	923	(753)	(664)	(736)	(751)	(873)	(754)	(862)
	受験者数	1,205	1,226	1,374	1,102	946	1,024	1,029	1,240	1,055	1,285
	(人)	(28)	(38)	27	(25)	(32)	(35)	(57)	(68)	(75)	(106)
合格者数	63	73	63	56	62	69	98	134	131	214	
競争率	(28.6)	(22.4)	34.2	(30.1)	(20.8)	(21.0)	(13.2)	(12.8)	(10.1)	(8.1)	(8.1)
採用者数	(27)	(35)	25	(23)	(28)	(31)	(52)	(54)	(63)	(86)	(86)
	61	67	58	53	54	63	90	117	113	183	183
短期大学卒業程度	(人)	(827)	(763)	661	(502)	(400)	(384)	(590)	(622)	(462)	(528)
	申込者数	974	862	741	584	418	391	664	691	519	580
	(人)	(622)	(599)	516	(385)	(296)	(283)	(438)	(493)	(367)	(366)
	受験者数	748	675	579	455	312	287	503	547	415	409
	(人)	(13)	(25)	18	(20)	(17)	(18)	(26)	(32)	(45)	(38)
合格者数	25	34	27	26	18	19	34	38	49	52	
競争率	(47.8)	(24.0)	28.7	(19.3)	(17.4)	(15.7)	(16.8)	(15.4)	(8.2)	(9.6)	(9.6)
採用者数	(13)	(21)	18	(17)	(15)	(14)	(23)	(29)	(37)	(32)	(32)
	24	30	26	23	16	15	31	35	41	46	46
高等学校卒業程度	(人)	(691)	(655)	693	(571)	(415)	(428)	(454)	(489)	(447)	(590)
	申込者数	739	681	709	577	421	436	475	516	469	629
	(人)	(621)	(587)	620	(511)	(361)	(372)	(386)	(425)	(392)	(511)
	受験者数	661	609	634	517	367	379	407	450	413	548
	(人)	(35)	(55)	35	(28)	(28)	(33)	(50)	(65)	(86)	(98)
合格者数	39	57	38	30	30	33	54	71	91	113	
競争率	(17.7)	(10.7)	(17.7)	(18.3)	(12.9)	(11.3)	(7.7)	(6.5)	(4.6)	(5.2)	(5.2)
採用者数	(21)	(47)	23	(23)	(22)	(25)	(30)	(42)	(69)	(82)	(82)
	25	49	26	25	24	25	33	46	73	96	96
小計	(人)	(2,579)	(2,557)	(2,546)	(2,043)	(1,704)	(1,836)	(2,119)	(2,312)	(2,008)	(2,306)
	申込者数	3,280	3,168	3,216	2,566	2,097	2,222	2,585	2,898	2,516	2,980
	(人)	(2,045)	(2,036)	(2,059)	(1,649)	(1,321)	(1,391)	(1,575)	(1,791)	(1,513)	(1,739)
	受験者数	2,614	2,510	2,587	2,074	1,625	1,690	1,939	2,237	1,883	2,242
	(人)	(76)	(118)	(80)	(73)	(77)	(86)	(133)	(165)	(206)	(242)
合格者数	127	164	128	112	110	121	186	243	271	379	
競争率	(26.9)	(17.3)	(25.7)	(22.6)	(17.2)	(16.2)	(11.8)	(10.9)	(7.3)	(7.2)	(7.2)
採用者数	(61)	(103)	(66)	(63)	(65)	(70)	(105)	(125)	(169)	(200)	(200)
	110	146	110	101	94	103	154	198	227	325	325



事 項		年 度									
		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
警 察 官	(人) 申込者数	2,350	2,876	2,498	2,380	2,096	1,685	2,303	2,411	2,097	1,916
	(人) 受験者数	2,042	2,487	2,164	1,986	1,723	1,373	1,921	2,036	1,716	1,577
	(人) 合格者数	124	233	212	258	252	196	185	191	199	267
	(倍) 競争率	16.5	10.7	10.2	7.7	6.8	7.0	10.4	10.7	8.6	5.9
	(人) 採用者数	93	182	176	210	196	155	145	156	150	215
合 計	(人) 申込者数	5,630	6,044	5,714	4,946	4,193	3,907	4,888	5,309	4,613	4,896
	(人) 受験者数	4,656	4,997	4,751	4,060	3,348	3,063	3,860	4,273	3,599	3,819
	(人) 合格者数	251	397	340	370	362	317	371	434	470	646
	(倍) 競争率	18.5	12.6	14.0	11.0	9.2	9.7	10.4	9.8	7.7	5.9
	(人) 採用者数	(61) 203	(103) 328	(66) 286	(63) 311	(65) 290	(70) 258	(105) 299	(125) 354	(169) 377	(200) 540

注) ( )内の数字は、事務系職種のもので内書である。

第4表 平成24年度職員採用選考考查実施状況

区	分	申込者 人	受考者数 A 人	適格者数 B 人	競争率 A/B 倍	実施年月日	
獣 医 師		10	10	6	1.7	24. 6. 24	(一次)
						24. 7. 17~18	(二次)
福 祉 総 合		26	25	3	8.3	24. 6. 24	(一次)
						24. 7. 17	(二次)
原 子 核 工 学		3	3	1	3.0	24. 6. 24	(一次)
						24. 7. 17	(二次)
学 ( 教 育 芸 普 及 員 )		44	39	1	39.0	24. 6. 24	(一次)
						24. 7. 17	(二次)
学 ( 保 存 芸 科 学 員 )		10	10	1	10.0	24. 6. 24	(一次)
						24. 7. 17	(二次)
国 際 搜 査 官 ( 北 京 語 )		3	1	0	—	24. 7. 8	(一次)
						24. 8. 3	(二次)
財 務 搜 査 官		8	5	1	5.0	24. 7. 8	(一次)
						24. 8. 3	(二次)
児 童 自 立 支 援 専 門 員		4	4	1	4.0	24. 9. 23	(一次)
						24. 10. 17	(二次)
職 業 訓 練 指 導 員 ( 塗 装 )		2	2	1	2.0	24. 9. 23	(一次)
						24. 10. 17	(二次)
職 業 訓 練 指 導 員 ( 廣 告 美 術 )		5	5	1	5.0	24. 9. 23	(一次)
						24. 10. 17	(二次)
職 業 訓 練 指 導 員 ( 自 動 車 整 備 )		20	18	1	18.0	24. 9. 23	(一次)
						24. 10. 17	(二次)
埋 蔵 文 化 財 担 当 技 術 職 員		10	7	2	3.5	24. 9. 23	(一次)
						24. 10. 17	(二次)
海 技 従 事 者 士 ( 技 術 職 員 ) 航 海 士		1	1	1	1.0	24. 9. 23	(一次)
						24. 10. 17	(二次)
海 技 従 事 者 士 ( 技 術 職 員 ) 機 関 士		1	1	0	—	24. 9. 23	(一次)
						—	(二次)
警 察 用 船 舶 職 員 ( 航 海 士 )		3	1	1	1.0	24. 9. 23	(一次)
						24. 10. 17	(二次)
犯 罪 鑑 識 技 術 員 ( 法 医 部 門 研 究 員 )		28	26	4	6.5	24. 6. 24	(一次)
						24. 7. 17~18	(二次)
身 体 障 害 者 特 別 ( 一 般 事 務 / 大 学 卒 業 程 度 )		8	7	4	1.8	24. 12. 4	(一次)
						25. 1. 10	(二次)
身 体 障 害 者 特 別 ( 一 般 事 務 ・ 学 校 事 務 / 高 等 学 校 卒 業 程 度 )		11	10	2	5.0	24. 12. 4	(一次)
						25. 1. 10	(二次)
( 特 定 業 務 等 従 事 ) 一 般 職 任 期 付 職 員 ( 土 木 )		177	159	88	1.8	24. 9. 23	(一次)
						24. 11. 19~21, 26, 28	(二次)
( 特 定 業 務 等 従 事 ) 一 般 職 任 期 付 職 員 ( 建 築 )		15	13	10	1.3	24. 9. 23	(一次)
						24. 11. 19, 26	(二次)
( 特 定 業 務 等 従 事 ) 一 般 職 任 期 付 職 員 ( 機 械 )		4	4	3	1.3	24. 9. 23	(一次)
						24. 11. 19, 26	(二次)
( 特 定 業 務 等 従 事 ) 一 般 職 任 期 付 職 員 ( 電 気 )		6	6	5	1.2	24. 9. 23	(一次)
						24. 11. 19, 26	(二次)
( 特 定 業 務 等 従 事 ) 一 般 職 任 期 付 職 員 ( 埋 蔵 文 化 財 )		5	4	4	1.0	24. 9. 23	(一次)
						24. 11. 19, 26	(二次)
( 特 定 業 務 等 従 事 ) 一 般 職 任 期 付 職 員 ( 税 務 事 務 )		29	29	22	1.3	書類選考	(一次)
						24. 11. 19, 22, 26, 29	(二次)
( 特 定 業 務 等 従 事 ) 一 般 職 任 期 付 職 員 ( 用 地 補 償 事 務 )		28	28	18	1.6	書類選考	(一次)
						24. 11. 19, 22, 26, 28	(二次)
( 特 定 業 務 等 従 事 ) 一 般 職 任 期 付 職 員 ( 保 健 師 )		15	15	9	1.7	書類選考	(一次)
						24. 11. 19, 22, 26, 29	(二次)
計		476	433	190	2.3		

第5表 平成24年度採用・転任選考承認状況（1）

区分	職種又は職名	任命権者					計 (人)	
		知事 (人)	教育 (人)	警察 (人)	企業 (人)	その他 (人)		
採用	獣 医 師	4					4	
	児 童 自 立 支 援 専 門 員						0	
	福 祉 総 合	3					3	
	原 子 核 工 学						0	
	職 業 訓 練 指 導 員（塗 装）	1					1	
	職 業 訓 練 指 導 員（公 告 美 術）	1					1	
	職 業 訓 練 指 導 員（自 動 車 整 備）	1					1	
	医 師	6					6	
	埋 蔵 文 化 財 担 当 技 術 職 員		2				2	
	学 芸 員（教 育 普 及）※ 1		1				1	
	学 芸 員（保 存 科 学）※ 2		1				1	
	海 技 従 事 者（技 術 職 員）航 海 士		1				1	
	海 技 従 事 者（技 術 職 員）機 関 士						0	
	国 際 捜 査 官（北 京 語）						0	
	財 務 捜 査 官			1			1	
	犯 罪 鑑 識 技 術 員（法 医）			4			4	
	警 察 用 船 舶 職 員			1			1	
	事 務（身 体 障 害 者）	5	1				6	
	小 計		21	6	6	0	0	33
	人事交流等	部 長 級	1		1			2
次 長 級							0	
課 長 級		1		6			7	
補 佐 級				2			2	
係 長（主 任 主 査）級		3		4			7	
主 事・技 師 級		3	1	90			94	
小 計		8	1	103	0	0	112	
転任	部 長 級						0	
	次 長 級						0	
	課 長 級	3	11				14	
	補 佐 級	4	14				18	
	係 長（主 任 主 査）級	6	2	1			9	
	主 事・技 師 級		4				4	
	小 計	13	31	1	0	0	45	
計		42	38	110	0	0	190	

※1は、宮城県美術館等勤務

※2は、東北歴史博物館等勤務

第5表 平成24年度採用・転任選考承認状況（2）

区 分		職種又は職名	任命権者					計 (人)
			知事 (人)	教育 (人)	警察 (人)	企業 (人)	その他 (人)	
採       用	任期付職員	税 務 事 務	18					18
		用 地 補 償 事 務	16					16
		保 健 師	8					8
		土 木	101					101
		建 築	5					5
		機 械	2					2
		電 気	4					4
		埋 蔵 文 化 財 担 当 技 術 職 員	4					4
		合計	158	0	0	0	0	158

第6表 平成24年度職員採用状況（24.4.1～25.3.31）

区 分		23年度 競争 試験 合格者	採用者	全採用 者に 占める 割合	採用者の任命権者別内訳						
					知 事	教 育		警 察	企 業	そ の 他	
						教 育 庁 立 校 教 育 学 校	小 ・ 中 学 校				
競 争 試 験	事 務 系	大卒程度	人 75	人 67 (14)	% 11.1	人 67 (14)	人	人	人	人	人
		短大卒程度	45	30	5.0		7	14	9		
		高卒程度	86	70 (1)	11.6	32	17 (1)	12	9		
		小 計	206	167 (15)	27.7	99 (14)	24 (1)	26	18		
	技 術 系	大卒程度	56	61 (14)	10.1	61 (14)					
		短大卒程度	4	4	0.7	4					
		高卒程度	5	4	0.7	4					
		小 計	65	69 (14)	11.5	69 (14)					
	警 察 官	199	170 (47)	28.2				170 (47)			
	合 計	470	406 (76)	67.4	168 (28)	24 (1)	26	188 (47)			
選 考	書 類 選 考	事務系		4	0.7	3			1		
		技術系		11	1.8	10			1		
		警察官		13	2.2	9			4		
		小 計		28	4.7	22			6		
	考 査 選 考	事務系		27	4.5	26			1		
		技術系		140	23.3	134	5		1		
		警察官		1	0.2				1		
		小 計		168	27.9	160	5		3		
	合 計		196	32.6	182	5		9			
	総 計	470	602 (76)	100.0	350 (28)	29 (11)	26	197 (47)			

※（ ）内は平成24年度採用試験合格者のうち、平成24年度中に採用された者の数で、内数である。

第7表 平成24年度昇任選考実施状況

任命権者 職位又は階級		知事部局	教育委員会	警察	企業	その他	計
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
一般職員等	部長級	13				2	15
	次長級	37	2	1		2	42
	課長級	108	17	5	2	1	133
	小計	158	19	6	2	5	190
警察官	部長級			10			10
	警視			20			20
	小計			30			30
計		158	19	36	2	5	220

## 2 職員の給与等に関する報告

### 1 給 与

#### (1) 改定方針

本年の職種別民間給与実態調査の結果、県内の民間事業所においては、定期昇給を実施した事業所の割合は一昨年と比べて増加し、人員の縮小、残業の規制等といった雇用調整を実施している事業所の割合も一昨年と比べると減少するなど、幾分、賃金改善の傾向が見られるものの、初任給を据え置いた事業所の割合が大学卒・高校卒とも9割を超え、ベースアップを実施した事業所も依然として低い割合となっている。

一方、職員の給与は、平成19年4月から実施している給与構造改革における給料表水準の引下げなどにより、平均給与月額は減少が続いており、さらに、県の厳しい財政事情から、特例条例により管理職手当が減額して支給されている状況にある。

こうした中、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、月例給について本年4月における職員給与水準と民間給与水準の精密な比較を行ったところ、特例条例による減額措置がないものとした場合でも、職員の給与は民間給与をわずかに下回っており、また、特別給については、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数と民間の年間平均支給割合（月数）が均衡していることが明らかになった。

本委員会では、こうした状況を受け、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する給与決定の原則に基づき、職員の給与と民間給与の実態、生計費等の状況、本年の人事院勧告の内容等を勘案し検討した結果、月例給及び期末手当・勤勉手当ともに改定の必要がないものと判断した。

また、本年8月の人事院勧告では、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号。以下「給与改定・臨時特例法」という。）によって給与構造改革に伴う経過措置が平成26年3月末に廃止された後も、50歳台後半層における公務と民間の給与差が相当程度残ることが想定されることから、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、昇給・昇格制度の改正を行う必要があり、具体的には、昇給制度については、原則55歳を超える職員の昇給号俸数を抑制し、昇格制度については、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減するよう昇格後の号俸を設定する必要があるとされたところである。

本県においても、50歳台後半層については、公務と民間の給与差が生じているが、経過措置額が平成25年3月末で廃止されることにより、当該給与差はおおむね解消されることが想定される。したがって、給与制度は国家公務員との均衡を考慮することが基本ではあるが、昇給制度については、本県の給与差の実態を踏まえ、勤務意欲の維持・向上と密接に関連する同制度の意義をも考慮し、本年は改正を見送ることとした。

同制度については、今後とも本県の職員構成等の実情や公務と民間の給与差を見極めながら、引き続き検討することとする。

一方、昇格制度については、国の改正に準拠した場合であっても、昇格時における給料月額の増加額が一定程度確保されることから、国の制度との均衡を考慮し、改正を行うこととする。

#### (2) 改定すべき事項

## イ 昇格制度

昇格時号俸対応表については、国の取扱いに準じて、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減するよう昇格後の号俸を設定することとする。行政職給料表の場合、3級以上の職務の級への昇格における号俸決定に当たり、昇格前の職務の級の高位の号俸から昇格する場合には現行より下位の号俸となるよう改正する。他の給料表についても、同様の観点から改正を行う。

## ロ 経過措置額の取扱い

昨年9月の人事院勧告では、平成18年度から実施した給与構造改革における俸給表水準の引下げに伴う経過措置の対象者数や経過措置額については大幅に減少しているが、50歳台後半層の職員を中心に在職者の2割弱が受給し、一方、高齢層における官民の給与差をみると、依然として公務が民間を相当程度上回っていることから、平成25年3月末で経過措置額を廃止し、高齢層職員の給与水準の是正を図る必要があるとされたところである。しかし、その後、給与改定・臨時特例法により、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、俸給月額や期末手当・勤勉手当等の給与減額支給措置が行われることとされ、経過措置額については平成26年3月末で廃止することとされた。

本県においても、昨年、人事院勧告に準拠し、経過措置額について、平成24年度は2分の1（上限1万円）を減額し、平成25年4月1日以降支給しないこととすることを勧告したところである。しかしながら、給与に関する特段の情勢変化がない中で、今日に至るまで実施されていないことから、経過措置額に関する昨年の勧告のうち、平成25年3月末での廃止については、確実な実施が求められる。

なお、本年人事院が勧告した55歳を超える職員の昇給制度に関し、本委員会としては前記改定方針に述べたとおり改正を見送り、「本県の職員構成等の実情や公務と民間の給与差を見極めながら、引き続き検討する」こととしたところであるが、これは、経過措置額の廃止を前提としたものである。

### (3) 改定の実施時期等

#### イ 昇格制度

昇格時号俸対応表の改正については、平成25年4月1日から実施する。

#### ロ 経過措置額

平成25年3月31日をもって廃止すること。

### (4) へき地手当等及び特地勤務手当等

へき地学校等及び特地公署等については、昨年の東日本大震災により、特に沿岸部が広範囲にわたって被害を受けたことから、指定の見直しについて、諸課題を踏まえつつ検討していく。

## 2 人事管理

### (1) 新たな公務員制度及び本県の行政課題に対応した人事運営

国家公務員制度については、国家公務員制度改革基本法（平成20年法律第68号。以下「基本法」という。）に定める改革を具体化するための国家公務員制度改革関連4法案が昨年6月に国会へ提出されており、幹部人事の一元管理その他の人事制度の改革、退職管理の一層の適正



化及び自律的労使関係制度の措置等に関して継続的に議論が行われている。

基本法においては、地方公務員の労働基本権の在り方について国家公務員の労使関係制度と整合性をもって検討する旨が規定されているなど、地方公務員制度についても国家公務員と同様の改革が進められると見込まれる事項も多い。

少子高齢化や経済の低迷といった厳しい社会情勢が続き、複雑かつ多様な行政需要が発生している中、昨年発生した東日本大震災からの復旧・復興という先例のない課題にも適確かつ迅速に対応していく必要があり、県が果たすべき役割はますます増大している。限られたマンパワーでこれらの要請に応えていくためには、一人ひとりの職員が各々の能力を高めるとともに、組織としても個々の能力を最大限に引き出し、より効率的で質の高い行政運営を行っていくことが求められる。

今後とも公務員制度改革の方向性と時代の要請、諸々の環境の変化を見据え、東日本大震災という未曾有の災害からの復旧・復興に向け、職員が全力で職務を遂行していくための人事管理システム全般の在り方について検討を進めていく必要がある。

## (2) 高齢期における職員の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴い、60歳定年制の下では定年退職後に無収入となる期間が生ずることへの対応として、人事院では昨年、国家公務員の定年について段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申し出を行い、本委員会においても、国等における具体の検討状況等を注視しつつ、定年の引上げに向けた条件整備等について具体の準備を進める必要があると報告したところである。

しかし、本年3月、国家公務員制度改革推進本部と行政改革実行本部の合同会合において、国家公務員の雇用と年金の接続について、定年退職する職員がフルタイムでの再任用を希望する場合には任命権者は再任用を行うものとする基本方針が決定された。

本県においても、雇用と年金の接続は重要な課題であり、今後の国における具体の検討状況や他の都道府県の動向を注視しながら、新たな再任用制度の下で雇用と年金の接続を図ることとした場合の円滑な実施に向け、再任用職員の担当業務やポスト、処遇の在り方などの課題に関して本県の職務や任用の実態に即した検討を進める必要がある。

## (3) 県民の信頼と期待に応えうる人材の確保

東日本大震災からの復旧・復興と、その先のさらなる県勢の発展のためには、県民をはじめとする多様な主体とともに県政の種々の課題の解決に向け積極的に取り組もうとする高い志と熱い思い、そして、その実現に必要な優れた能力を併せ持った有為な人材を確保することが必要である。

近年の採用試験の受験者は、民間企業との併願者は少数で、国や他の自治体の公務員と併願している者が多くなっており、就職活動の場においては、公務員志望者と民間企業志望者との二極化が進んでいるとみられる。

定年退職者の増加や東日本大震災からの復旧・復興業務の進展等に伴い、本県における採用予定者数は大幅に増加しており、今後数年は同様の傾向で推移していくことが見込まれるが、受験対象となる年齢層の人口が減少している状況の中、真に有為な人材を確保していくためには、民間志望者層の中から潜在的な公務員志望者層を掘り起こすとともに、宮城県の魅力及び

宮城県職員として働くことのやりがいを効果的にアピールすることが必要である。

本県ではこれまでも各種就職説明会やセミナーへの参加、オープンオフィスの開催、インターネットの就職情報サイトの活用等を通じて情報の発信に努めてきたところであるが、今後は働きかけのターゲットをさらに明確にし、各任命権者との協力の下、より戦略的に応募者確保対策を実施していくことが重要である。

また、国においては、これまでの国家公務員採用試験の見直し等を行い、本年度から新たな体系での採用試験を実施している。本県においても、採用環境の変化を踏まえ、より資質と能力の高い人材を確保できるよう、採用試験制度の研究・検討を進めていく必要がある。

なお、東日本大震災からの復旧・復興に向けた業務量の増大に対応するため、本県では他の自治体から職員の派遣を受けるとともに、独自に任期付職員を採用する等の対応をしてきているところであるが、一日でも早く復旧・復興を成し遂げるため、必要な人員の確保に向けて多角的かつ柔軟に取り組んでいく必要がある。

#### (4) 人材の育成と登用

東日本大震災からの復旧・復興、そしてますます複雑化・多様化する行政需要へ適確に対応していくためには、職員一人ひとりの意欲と能力を十分に引き出し、効率的で質の高い行政を行っていくことが求められている。これまでも取り組んできた自己診断制度と選択制研修を中心とした研修制度のより一層の活用を図り職員がその能力を十分に発揮できる環境を整えるとともに、限られた人材を最大限に活用するための適切な人事配置に努めていく必要がある。

本県においては定年退職者数がピークを迎えており、これに伴い新規採用者数も大幅に増加している。職員の世代交代が急速に進展しており、また、今後数年間は業務経験の豊富な職員が多く退職していく状況が続くことから、業務ノウハウの継承といった視点からの人事配置と人材の育成に取り組んでいくことも重要である。

また、この世代交代の急速な進展に伴い、年齢や経験年数といった職員構成の歪みが大きくなる可能性もあることから、将来の昇任管理等の想定される課題を見据え、長期的な視点から対応を検討していく必要がある。

さらに、職員の能力が最大限に発揮されるための組織の形成には、年功的な昇進管理にとらわれず、能力と実績に応じて職員を登用していくことが重要であり、特に女性職員の登用については、近年の職員採用試験合格者に占める女性の割合が4割から5割程度で推移していることから、職域の一層の拡大とキャリア形成促進を図り、積極的に登用していくことが求められる。

### 3 公務運営の改善

#### (1) 時間外勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進

東日本大震災からの復旧・復興に向けての業務量の増加に伴い、平成23年度における時間外勤務については、震災前(平成21年度)の一人当たり月平均10.0時間から、2倍を超える21.5時間となり、また、月40時間を超える時間外勤務を行う職員が全体の17.2%に上るなど、多くの職員が長時間の勤務を余儀なくされている。

職員が、健康を保持し、労働意欲や活力を維持することは、本県の復興に当たって必要不可欠なことである。各任命権者においては、管理監督者による勤務時間管理の徹底を図り時間外勤務の縮減に努め、特に特定の職員に長時間又は長期にわたる時間外勤務が集中することのないよう十分な配慮を行う必要がある。

また、年次有給休暇や夏季休暇の取得日数も減少しており、家族とともに過ごす時間を増やすことなどにより心身の疲れを癒すためにも、取得しやすい環境づくりに一層努めていく必要がある。

## (2) 健康管理の充実

公務が円滑に遂行されるためには、職員一人ひとりが心身ともに健康であることが重要である。

東日本大震災による復旧・復興業務が長期化する中、疲労の蓄積やバーンアウト（燃え尽き症候群）による心身の故障が懸念され、また、疲労から来る集中力の欠如は大きな事故を引き起こす危険性をはらんでいる。管理監督者にあつては、早期にその兆候に気づき対応することが重要であり、職員に対し、自身が受けているストレスの状態を自覚させ、専門医等に相談する機会を設けるなど、適宜適切な対応が求められている。また、職員にあつても自らストレスの予防、軽減に努める必要がある。

各任命権者においては、職員健康調査の実施や健康相談窓口の設置、長時間の時間外勤務者等に対する保健指導の実施などその対策に取り組んでいるところであるが、引き続き、メンタルヘルス対策をはじめ職員の健康管理については能動的な取組みを期待する。

## (3) 仕事と生活の調和のための環境整備

少子高齢化が進展し、核家族世帯数が高い割合で推移する中で、職員が家庭における責任を果たしながら、意欲的に職務に取り組むことができるよう、育児や介護に責任を有する職員への理解と対応が重要である。

国の第三次男女共同参画基本計画においては、平成32年までに男性の育児休業取得率を13%とするとの官民共通の目標が掲げられているが、本年6月に取りまとめられた「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画では、公務員が率先して達成することとされており、地方公共団体においても取組みが求められているところである。各任命権者においては、育児休業をはじめとする子育て支援制度についての周知を図り、男性職員の育児休業取得を働きかけているものの、平成22年度、平成23年度の取得率は、ともに1.6%と極めて低い状況にある。各任命権者は、さらなる普及啓発に努め、男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境の整備を図る必要がある。

また、高齢化が進むことにより、今後は要介護者を扶養する職員も増加すると思われることから、引き続き介護休暇をはじめとする仕事と介護の両立を支援する各種制度の周知に努め、一層の普及と円滑な運用が行われるよう期待するものである。

## (4) 服務規律の確保

平成23年度に懲戒処分を受けた職員数は、前年度と比較して半数以下となったものの、飲酒運転事案はいまだなくなり、また、窃盗等刑事事件による処分事案が複数発生するなど、誠に遺憾である。

業務量の増加によるストレスがその背景にあることも懸念されるが、宮城県民一丸となって、未曾有の大災害からの復旧・復興に取り組む中、職員においては、これまで以上に厳正な服務規律の確保と高い公務員倫理の保持が求められる。任命権者においては、管理監督者による所属職員への十分な指導・監督を徹底させ、再発の防止に努めなければならない。

また、近年社会的関心の高まっているパワーハラスメント問題について、各任命権者においては、その防止及び排除のための措置を規定した要綱を策定するなど取組みを進めており、その取組みが実効性あるものとなるよう、積極的な対応を求めるところである。

#### 4 実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するため、地方公務員法の規定に基づき職員の給与水準等を決定する仕組みとして、長年の経緯を経て県民の理解と支持を得ながら定着している。

本県職員は、従来から、それぞれの職場で複雑多様化する住民ニーズや課題に的確に対応し、県民生活の向上に取り組んでおり、また、昨年3月11日以降は、県を挙げて、東日本大震災からの復旧・復興に向け、真摯に職務に精励している。

本年は、2年ぶりに職種別民間給与実態調査を実施した結果、月例給及び期末手当・勤勉手当を改定しないこととした。また、昨年勧告した経過措置額について平成25年3月末での確実な廃止を求める一方、それにより50歳台後半層における公務と民間との給与差がおおむね解消するという本県の事情及び昇給制度の意義等に鑑み、50歳台後半層の昇給号俸数の抑制については、引き続き検討するにとどめることとした。

以上のとおり、本年は、公務と民間の給与差が僅少であるため新たな勧告は行わないが、情勢適応の原則及び均衡の原則に従い職員に対し適正な水準の処遇を確保することは、職員の努力や実績に報いるとともに、職員の士気の維持、高揚に欠くことのできないものであり、結果的に早期の震災復興にも結びつくものであると考える。また、今後にわたり有為な人材を確保・育成し、将来にわたって県の行政運営の安定を図るための基盤となるものである。

については、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、この報告の趣旨を最大限尊重されるよう要請する。

### 3 公平審査事務

本委員会は、本県職員並びに公平委員会事務を受託する市町村等の職員から提出される「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての不服申立て」の事案に係る公平審査を行っている。

#### (1) 勤務条件に関する措置の要求（地方公務員法第8条第1項第9号・第2項第1号関係）

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関して、人事委員会に対し地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる（地方公務員法第46条）。措置要求ができる職員とは、地方公務員法第3条に規定する一般職職員であり、具体的には、一般行政事務職員、教育職員、警察職員及び消防職員が該当する。また、条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員も含まれる。

そして、措置要求があったときは、人事委員会は事案について審査を行い事案を判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対して、必要な勧告をしなければならないこととされている（地方公務員法第47条）。

この制度の目的は、勤務条件に関する職員の要求、苦情等を適切に解決することによって勤務条件の改善と適正化を図り、職員が安んじて職務に精励し得るようにし、公務能率を増進することにある。

平成24年度における措置要求の状況は次のとおりである。

#### ○ 県

（平成25年3月31日現在）

事 案 名	措置要求年月日	措置要求者	要 求 の 概 要	処理年月日及び処理経過等
平成24年(措)第1号事案	24. 5. 15	教育委員会職員	① 自身の平成22年度及び23年度の職員評価の取消及び変更 ② 職員評価制度の廃止又は改善	H25. 2. 12 却下
平成24年(措)第2号事案	24. 5. 15	教育委員会職員	① 自身の平成22年度及び23年度の昇給区分の取消及び変更 ② 現行の昇給制度の廃止又は改善	H25. 2. 12 一部棄却 一部却下
—	25. 3. 28	知事部局職員	赴任旅費の適正支給	審査中

#### ○ 市町村等

（平成25年3月31日現在）

事 案 名	措置要求年月日	措置要求者	要 求 の 概 要	処理年月日及び処理経過等
平成23年(措)第7号事案	23. 11. 2	受託団体職員	平成23年3月分の時間外勤務手当を適正に支給すること	H24. 6. 19 一部認容

#### (2) 不利益処分についての不服申立て（地方公務員法第8条第1項第10号・第2項第2号関係）

職員は、任命権者から懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して行政不服審査法による不服申立てをすることができる（地方公務員法第49

条，第 49 条の 2)。

不服申立てができる職員とは，地方公務員法第 3 条に規定する一般職職員であり，具体的には，一般行政事務職員，教育職員，警察職員及び消防職員が該当する。

この不服申立てがなされた場合，人事委員会は事案を審査し，その結果に基づいて，任命権者の処分を適法かつ妥当と認めるときにはその処分を承認し，また，当該処分を違法又は不当と認めるときにはその処分を取り消し，あるいは修正する判定を行う。また，必要がある場合には，職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するよう必要かつ適切な措置を任命権者に対し指示しなければならないこととされている（地方公務員法第 50 条）。

この制度は，不服申立てがあった処分について，中立，公平かつ専門的な行政機関である人事委員会がその処分の違法性及び不当性を適正かつ迅速に審査し，職員の権利，利益の保護を図ることにより，処分が適正に行われ，ひいては職員に安んじて職務に精励し得るようにすることをねらいとするものである。

平成 24 年度における不服申立ての処理状況は次表のとおりである。

○ 県

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

事 案 名	不服申立 年 月 日	不服申立人	処 分 者	処 分 の 内 容	処 分 理 由	処理年月日及び 処理経過等
平成 21 年(不) 第 3 号 事 案	21. 10. 16	教育委員会 職 員	教育委員会	懲戒停職 9 月	信用失墜行為	H24. 6. 19 棄却

○ 市町村等

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

事 案 名	不服申立 年 月 日	不服申立人	処 分 者	処 分 の 内 容	処 分 理 由	処理年月日及び 処理経過等
平成 20 年(不) 第 3 号 事 案	20. 12. 25	受託団 体 員	受託団体の長	懲 戒 免 職	信用失墜行為	H25. 3. 11 棄却
平成 22 年(不) 第 2 号 事 案	23. 1. 27	受託団 体 員	受託団体の 教育委員会	懲戒減給 1 月	信用失墜行為	H24. 5. 15 棄却

(3) 職員の苦情処理について（地方公務員法第 8 条第 1 項第 11 号・第 2 項第 3 号関係）

地方公務員法が一部改正され，人事委員会及び公平委員会の権限として，職員の苦情を処理する事務が新たに付加されたため，平成 17 年 4 月 1 日から苦情相談窓口を設置している。

苦情相談を行うことができる職員とは，地方公務員法第 3 条に規定する一般職の職員であって，地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 39 条第 1 項及びこれを準用する地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）附則第 5 項により，地方公務員法第 8 条第 1 項第 11 号及び第 2 項第 3 号の規定が適用除外される企業職員及び単純労務職員を除いた職員である。

また，苦情相談は，職員個人の悩み事や不満に応じるという性質から，職員本人による申出に限るものであり，代理人や職員団体を通じての苦情相談は行うことができない。

平成 24 年度における職員の苦情処理状況は次表のとおりである。

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

項 目	県	市 町 村 等	合 計
任 用 関 係	0	1	1
給 与 関 係	3	4	7
勤 務 条 件 ・ 服 務 関 係	2	3	5
厚 生 ・ 福 祉 関 係	0	0	0
公 平 審 査 関 係	1	1	2
セクハラ・いじめ関係	2	1	3
そ の 他	0	0	0
合 計	8	10	18

#### 4 公平委員会受託事務（地方公務員法第7条第4項に基づく事務の受託）

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して、その公平委員会が処理すべき勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する不服申立ての審査、管理職員等の範囲の決定、職員団体の登録に関する事務などを処理させることができるとされている（地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の14）。

これにより、平成25年4月1日現在、次の48団体の事務を受託している。

(1) 市 町 村

9市（気仙沼市，白石市，名取市，角田市，多賀城市，岩沼市，登米市，栗原市，東松島市）

21町 1村 計31市町村

(2) 一部事務組合

16組合

(3) 広域連合

1連合

団 体 名	団 体 名	団 体 名
(一部事務組合)		(広域連合)
石巻地区広域行政事務組合	白石市外二町組合	宮城県後期高齢者医療広域連合
仙南地域広域行政事務組合	宮城県市町村非常勤	
大崎地域広域行政事務組合	消防団員補償報償組合	
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	塩釜地区消防事務組合	
黒川地域行政事務組合	宮城県市町村職員退職手当組合	
亘理地区行政事務組合	宮城県市町村自治振興センター	
色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合	塩釜地区環境組合	
亘理名取共立衛生処理組合	加美郡保健医療福祉行政事務組合	
宮城東部衛生処理組合		

#### 5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務

本委員会は、公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条第1項の規定に基づき、県立学校及び当委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害の認定，療養の方法，補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者の審査の請求について、審査し、裁定を行うこととされている。

なお、これまで同法の規定に基づく審査の請求はなされていない。



## 6 職員団体等関係事務

地方公務員法に規定する職員団体は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である（地方公務員法第 52 条第 1 項）。

ただし、当局側の利益を代表する職員（管理職員等）とそれ以外の職員とが混在して組織する団体は、職員の利益を適正に代表するための健全な基礎を欠くことになるので、地方公務員法上、職員団体とは認められていない。

同法による管理職員等の定義は、次のとおり規定されており、その具体的な範囲については、労使間で紛議を生じないよう人事委員会又は公平委員会の規則で定めることとされている（地方公務員法第 52 条第 3 項，第 4 項）。

（管理職員等の範囲）

- （1）重要な行政上の決定を行う職員
- （2）重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- （3）職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- （4）職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- （5）その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員

次に、職員団体には、登録という制度がある。これは、職員団体が自主的かつ民主的に組織され、運営されていることを中立機関である人事委員会が公証する制度であり、この登録を受けた職員団体には次のような附加的利便が認められる。

- （1）交渉における地位（地方公務員法第 55 条第 1 項）

登録された職員団体から適法な交渉の申入れがあったときは、地方公共団体の当局はその申入れに応ずべき地位に立つ。

- （2）法人格の取得（職員団体等に対する法人格付与に関する法律第 3 条第 1 項）

登録された職員団体は、法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出ることにより法人となることができる。

- （3）在籍専従職員の選任（地方公務員法第 55 条の 2）

職員は、任命権者の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてその業務に専ら従事することができる。

ただし、職員団体が登録を受けるか否かは自由であり、また、それによって地方公共団体の当局との交渉に関する基本的な地位に差があるものではない。

なお、本委員会において、現在登録している職員団体は次のとおりである。

## 職員団体の登録状況（地方公務員法第53条関係）

（平成25年3月31日現在）

番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	24年度中の変更登録状況	備考
1	宮城県職員組合	S 41.10.8	仙台市	○	役員変更	職員団体登録証明
2	宮城県教職員組合	41.10.8	仙台市	○	役員変更	
3	南三陸町職員組合	41.10.8	南三陸町		役員変更 所在地変更	
5	宮城県高等学校・障害児学校教職員組合	41.10.12	仙台市	○	役員変更	
6	東松島市職員組合	41.12.20	東松島市	○	役員変更 規約変更	
7	美里町職員組合	41.12.20	美里町	○	役員変更	
8	栗原市職員労働組合	41.12.20	栗原市	○	役員変更	
9	大河原町職員組合	41.12.20	大河原町	○	役員変更 規約変更	
11	蔵王町職員組合	41.12.20	蔵王町	○	役員変更 規約変更	
12	角田市職員労働組合	41.12.20	角田市	○	役員変更	
14	気仙沼市職員労働組合	42.3.29	気仙沼市		役員変更	
16	川崎町職員労働組合	42.7.14	川崎町		役員変更	
18	村田町職員組合	42.11.14	村田町			
21	七ヶ宿町職員組合	43.10.28	七ヶ宿町	○	役員変更	
28	松島町職員組合	48.2.13	松島町			
29	仙南地域広域行政事務組合職員組合	48.4.26	角田市	○		
30	登米市職員組合	48.8.15	登米市	○	役員変更	
34	七ヶ浜町職員組合	50.4.15	七ヶ浜町		役員変更	

番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	24年度中の変更登録状況	備考
39	白石市職員組合	62. 4. 1	白石市	○	役員変更	
40	石巻地区広域行政事務組合職員労働組合	H 6. 11. 29	石巻市	○	役員変更 規約変更 所在地変更	
42	宮城高校教育ネットワークユニオン	9. 11. 14	仙台市	○	役員変更 規約変更	
43	気仙沼市立病院職員労働組合	10. 6. 19	気仙沼市			
44	岩沼市職員労働組合	11. 3. 3	岩沼市	○	役員変更	
45	亘理名取共立衛生処理組合労働組合	11. 11. 16	岩沼市			
46	大崎広域職員労働組合	12. 8. 17	大崎市	○	役員変更 規約変更	
48	公立志津川病院職員組合	21. 2. 18	南三陸町	○	役員変更 規約変更 所在地変更	
49	名取市職員労働組合	21. 4. 15	名取市		規約変更	
50	大郷町職員組合	24. 12. 18	大郷町	○		平成 24 年度 新規登録団体

※ 1 みやぎ県南中核病院職員労働組合（H14. 9. 17 登録）については、大河原町外 1 市 2 町保健医療組合がみやぎ県南中核病院企業団となり、地方公営企業法の全部が適用されることとなったため、H24. 4. 17 付けで登録を取り消した。

※ 2 加美町職員組合（S43. 4. 22 登録）については、H25. 1. 31 付けで解散届を受理した。

従来、職員以外の構成員を有するなどの理由によって職員団体登録制度の登録要件を満たすことができない職員団体は、地方公務員法第 54 条の規定により法人格を取得することができなかった。しかし、昭和 53 年 9 月に「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」が制定されたことにより、認証機関（人事院、最高裁判所、人事委員会及び公平委員会であり、当該団体の構成員等による区分に応じて規定される。）による規約の認証を受けて法人格を取得する途が開かれた。

現在、本委員会が認証しているのは次の 1 団体である。

**職員団体の規約の認証の状況（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律関係）**

（平成 25 年 3 月 31 日現在）

職員団体等の名称	規約の認証年月日	主たる事務所の所在地	職員団体等の種別
全日本自治団体労働組合 宮城県本部	S55. 4. 21	仙台市青葉区二日町 7 番 23 号	混合連合団体

## 7 勤務時間等関係事務

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号）、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号）、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（人事委員会規則8-5）及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（人事委員会規則8-6）の規定に基づき、職員及び学校職員に係る週休日及び勤務時間の割振りの協議、特別休暇等の承認を行うこととなっているが、平成24年度における承認等の状況は次のとおりである。

### ○ 特別休暇の承認

承認年月日	対象者	休暇取得事由	休暇期間	根拠規定
24. 7.11	県警総務部事務職員	ロンドンパラリンピック競技大会車椅子バスケットボール日本代表候補選手として、強化合宿に参加するもの。	平成24年8月2日及び3日	人事委員会規則8-5第22条第1項第33号

(2) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮城県条例第8号）、職務に専念する義務の特例に関する規則（人事委員会規則9-1）の規定に基づき、職務に専念する義務を免除する特例について、任命権者が特に必要と認めた場合、本委員会が定めることとなっているが、平成24年度において定めた特例はなかった。

## 8 労働基準監督関係事務

### (1) 労働基準監督機関の職権行使について

地方公務員には、原則として労働基準法、労働安全衛生法その他の労働関係法令等が適用されることとなっている（地方公務員法第 58 条第 3 項）。これら労働関係法令等に基づく職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は労働基準法別表第 1 の号別区分により、現業事業場に従事する職員については労働基準監督署が、非現業事業場に従事する職員については人事委員会（本県においては人事委員会委員長）が、それぞれ行使することとなっている（地方公務員法第 58 条第 5 項）。職権行使に当たっての各事業場の号別区分においては、本委員会と宮城労働局とで協議して決定しており、その内容は表のとおりである。

人事委員会が行う職権行使の主な内容は、労働基準法に基づくものでは解雇予告除外認定（第 20 条）、宿日直勤務の許可（第 41 条）、適用事業報告の受理（第 104 条の 2）等であり、労働安全衛生法に基づくものではボイラー等に係る設置届の受理（第 88 条）、落成検査（第 38 条）等の実施である。

### ○ 人事委員会が職権を行使する事業所

（平成 25 年 4 月 1 日現在）

労働基準法の号別等		事業場名	
11 号	郵便又は電気通信の事業	知事部局 農林水産部	水産技術総合センター無線局
12 号	教育、研究又は調査の事業	知事部局 総務部 環境生活部 保健福祉部 経済商工観光部  農林水産部	公務研修所、公文書館、消防学校 保健環境センター、原子力センター 高等看護学校、子ども総合センター 産業技術総合センター、高等技術専門校（白石、仙台、大崎、石巻、気仙沼）、仙台人材開発センター、宮城障害者職業能力開発校 農業大学校、農業大学校水田経営学部・畜産学部教場（2）、農業・園芸総合研究所、古川農業試験場、畜産試験場、林業技術総合センター、水産技術総合センター（無線局、漁業調査指導船「拓洋丸」、漁業調査船「開洋」を除く。）、水産技術総合センター気仙沼水産試験場、水産技術総合センター内水面水産試験場、水産技術総合センター水産加工開発部、水産技術総合センター養殖生産部
		教育委員会	総合教育センター、視覚支援学校（寄宿舎を除く。）、聴覚支援学校（寄宿舎を除く。）、支援学校（15）（寄宿舎を除く。）、高等学校（79）（分校、定時制単独校、学校附設の寄宿舎を含む。実習農場は本校に含める。）、中学校（2）、図書館、美術館、自然の家（3）、多賀城跡調査研究所、東北歴史博物館
		警察本部	警察学校

労働基準法の号別等	事業場名	
官公署	本庁	知事部局，教育庁，議会事務局，選挙管理委員会事務局，人事委員会事務局，監査委員事務局，労働委員会事務局，収用委員会事務局，海区漁業調整委員会事務局，警察本部
	知事部局 総務部 震災復興・企画部 環境生活部 保健福祉部 経済商工観光部 農林水産部 土木部	県税事務所（大河原，仙台南，仙台中央，仙台北，塩釜，北部，東部，気仙沼），県税事務所地域事務所（栗原，登米），仙台中央県税事務所扇町出張所，気仙沼県税事務所南三陸支所，防災ヘリコプター管理事務所 東京事務所 動物愛護センター 児童相談所（中央（一時保護班を除く。），北部，東部），東部児童相談所気仙沼支所，女性相談センター，リハビリテーション支援センター 大阪事務所，大阪事務所名古屋産業立地センター，地方振興事務所（大河原，仙台（水産漁港部を除く。），北部，東部（水産漁港部を除く。），気仙沼（水産漁港部を除く。），地方振興事務所地域事務所（栗原・登米），北部地方振興事務所栗原地域事務所栗駒ダム管理事務所，気仙沼地方振興事務所南三陸支所，計量検定所 農業改良普及センター（大河原，亘理，仙台，大崎，美里，栗原，登米，石巻，本吉），病虫害防除所，家畜保健衛生所（大河原，仙台，北部，東部），漁業取締船（うみわし，うみたか） 地方ダム総合事務所（仙台，大崎，栗原），仙台地方ダム総合事務所ダム管理事務所（樽水，大倉，七北田，南川，宮床，惣の関），大崎地方ダム総合事務所ダム管理事務所（漆沢，化女沼，上大沢，岩堂沢，二ツ石），栗原地方ダム総合事務所ダム管理事務所（花山，荒砥沢，小田）
	教育委員会	教育事務所（大河原，仙台，北部，東部，南三陸），教育事務所地域事務所（栗原，登米）
	警察本部	機動警ら隊，鉄道警察隊，捜査第二課，機動捜査隊，科学捜査研究所，運転免許課，運転免許センター（3），運転教育課，交通機動隊，高速道路交通警察隊（分駐隊を含む。），機動隊，警察署（24），交番（77），駐在所（147），警備派出所

○ 労働基準監督署が職権を行使する事業所

(平成25年4月1日現在)

労働基準法の号別等		事業場名	
1号	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、販売のためにする仕立、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業	企業局	大崎広域水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所工業用水道管理事務所
		警察本部	自動車整備工場
3号	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業	知事部局 環境生活部 経済商工観光部 農林水産部 土木部	震災廃棄物対策課現地事務所（3） 地方振興事務所水産漁港部（仙台、東部、気仙沼） 王城寺原補償工事事務所 土木事務所（大河原、仙台、北部、東部、気仙沼）、土木事務所地域事務所（栗原・登米）、港湾事務所（仙台塩釜、石巻）、下水道事務所（中南部、東部）、仙台港背後地土地区画整理事務所
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業	知事部局 農林水産部	水産技術総合センター漁業調査指導船「拓洋丸」、漁業調査船「開洋」
		教育委員会	海洋総合実習船「宮城丸」
13号	病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業	知事部局 環境生活部 保健福祉部	食肉衛生検査所 保健福祉事務所（仙南、仙台、北部、東部、気仙沼）、保健福祉事務所地域事務所（栗原・登米）、仙台保健福祉事務所支所（岩沼・黒川）、中央児童相談所一時保護班、さわらび学園、精神保健福祉センター、拓桃医療療育センター
		教育委員会	視覚支援学校寄宿舎、聴覚支援学校寄宿舎、船岡支援学校寄宿舎、支援学校小牛田高等学園寄宿舎、支援学校岩沼高等学園寄宿舎
14号	旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業	知事部局 総務部 経済商工観光部	職員寮（11） 松島公園管理事務所
		警察本部	警察職員寮（6）
官公署		企業局	本局

(2) ボイラー等の事務処理状況について

ボイラー等危険性の高い機械の操作に従事している職員の安全を確保するため、労働安全衛生法やボイラー及び圧力容器安全規則の規定により人事委員会がボイラー及び圧力容器の設置届等の受理、落成検査等を実施することになっている。

なお、性能検査については、厚生労働大臣の登録を受けた登録性能検査機関（性能検査の代行機関）が実施している。

① 特定機械等の設置及び性能検査の状況（労働安全衛生法第 41 条関係）

区 分 種類・年度		設 置 基 数				性 能 検 査 基 数			
		知事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計	知事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計
ボ イ ラ ー	24	1 1	2 7	6	4 4	1 3	2 5	6	4 4
	23	1 3	2 9	7	4 9	1 2	2 7	7	4 6
第一種圧力容器	24	1 2	1 2	1	2 5	9	8	1	1 8
	23	1 2	1 2	1	2 5	9	1 0	1	2 0
ゴ ン ド ラ	24	3	2	1	6	3	2	1	6
	23	3	2	1	6	3	2	1	6
ク レ ー ン 等	24	0	1	0	1	0	1	0	1
	23	0	1	0	1	0	0	0	0
計	24	2 6	4 2	8	7 6	2 5	3 6	8	6 9
	23	2 8	4 4	9	8 1	2 4	3 9	9	7 2

(注1) 本表中の「設置基数」については平成 25 年 3 月 31 日現在の状況（休止中も含む。）であり、「性能検査基数」については平成 24 年度中の実施状況である。

(注2) クレーン等には、クレーンのほか移動式クレーンが含まれる（以下同じ）。

② ボイラー等の設置届等の状況（労働安全衛生法第 38 条・88 条・100 条関係）

		ボ イ ラ ー	第 一 種 圧 力 容 器	ゴ ン ド ラ	ク レ ー ン 等	計
設 置 届	事業場数	—	1	—	—	1
	基 数	—	2	—	—	2
設 置 報 告 書	事業場数	—	—	—	—	—
	基 数	—	—	—	—	—
落 成 検 査	事業場数	—	1	—	—	1
	基 数	—	2	—	—	2
使 用 再 開 検 査	事業場数	—	—	—	—	—
	基 数	—	—	—	—	—

(注) 事業場数の計はのべ事業場数である。



③ ボイラー等の落成検査の状況（労働安全衛生法第 38 条関係）

事業場名	種類	使用検査番号	内 容 積	設置届受理年月日	落成検査年月日
気仙沼向洋 高等学校	第一種 压力容器	大 30045	温水槽 0.64 m <sup>3</sup> 処理槽 0.60 m <sup>3</sup>	平成 25 年 2 月 15 日	平成 25 年 3 月 27 日
	第一種 压力容器	大 30079	処理槽 3.66 m <sup>3</sup>	平成 25 年 2 月 15 日	平成 25 年 3 月 27 日

④ ボイラー等の廃止届等の状況

		ボ イ ラ ー	第一種压力容器	ゴ ン ド ラ	ク レ ーン 等	計
廃止届	事業場数	3	1	—	—	4
	基 数	5	2	—	—	7
変更届	事業場数	—	—	1	—	1
	基 数	—	—	1	—	1
休止届	事業場数	—	—	—	—	—
	基 数	—	—	—	—	—

(注) 事業場数の計はのべ事業場数である。

⑤ その他の手続きの処理状況（労働安全衛生法第 39 条関係）

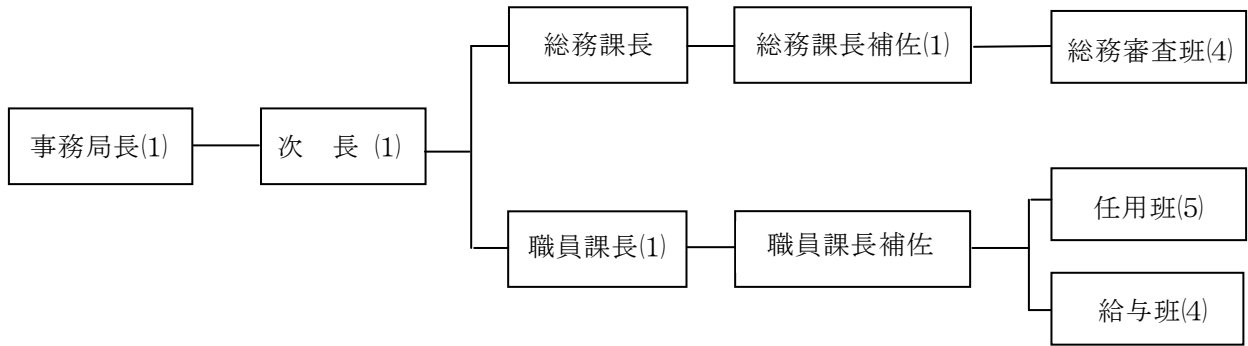
手 続 の 種 類	機 械 の 種 類	件 数
検 査 証 交 付	第 一 種 圧 力 容 器	2
検 査 証 書 替 え	—	—
検 査 証 再 交 付	—	—

(3) その他の事務処理状況について（労働基準法第 20 条・41 条，労働安全衛生法 100 条関係）

ボイラー等に係るもの以外の事務処理状況は，次のとおりである。

手 続 の 種 類	件 数
解 雇 予 告 除 外 認 定	1
継 続 的 な 宿 直 又 は 日 直 勤 務 許 可	—
定 期 健 康 診 断 結 果 報 告	2
衛 生 管 理 者 ・ 産 業 医 選 任 報 告	2

◎ 事務局の組織及び事務分掌



※括弧内は職員数。(次長は総務課長を兼務し、総務課長補佐は職員課長補佐を兼務している。)

総 務 審 査 班	1 人事委員会の会議に関する事 2 事務局職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他人事並びに研修に関する事 3 公印の管理に関する事 4 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事 5 予算、決算その他の会計事務に関する事 6 物品の管理に関する事 7 広報に関する事 8 人事委員会報の編集に関する事 9 地方公共団体の長に対する業務の状況の報告に関する事 10 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事 11 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに関する事 12 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する審査の請求に関する事 13 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事 14 職員団体の要請に関する事 15 職員団体等の登録等に関する事 16 市町村及び一部事務組合等の公平委員会の受託事務に関する事 17 職員に対する労働基準監督機関の職権行使に関する事 18 勤務時間その他勤務条件に関する事 19 職員の苦情の処理に関する事 20 他の課の所管に属しない事務に関する事
任 用 班	1 人事行政に関する事項についての企画及び調査に関する事 2 人事記録の管理及びその他人事に関する統計報告の作成に関する事 3 人事行政の運営に関する任命権者への勧告に関する事 4 職員に関する制度についての研究の成果に関する議会若しくは長又は任命権者への提出に関する事 5 職員に関する条例の制定又は改廃に関する議会及び長に対する意見の申出に関する事 6 競争試験及び選考に関する事 7 職階制に関する事 8 研修及び勤務成績の評定についての総合的企画に関する事
給 与 班	1 職員の給与制度の改善についての調査、研究の成果を議会若しくは長又は任命権者に提出すること 2 職員に関する条例の制定又は改廃について議会及び長に対し意見の申出をすること 3 職員の給料表の適否について議会及び長に対し報告及び勧告を提出すること 4 給与条例等に基づく人事委員会規則の制定、改廃に関する事 5 職員に対する給与の支払いを監理すること